

## 制限付き一般競争入札実施要領

### 1 入札に付する事項、入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

発注案件名称：介護保険システム機器賃貸借 ※債務負担行為設定済  
発注番号：08BA-14  
入札方式：制限付き一般競争入札（物品一般型）  
入札書受付開始予定日時：令和8年10月23日 午前9時00分  
入札書受付締切予定日時：令和8年10月28日 午後5時00分  
開札予定日時：令和8年10月30日 午前10時15分  
期間：契約締結日から令和14年3月31日まで  
納入場所：枚方市指定場所

#### 予定価格

予定価格：設定あり

※上記価格には、消費税及び地方消費税を含まない。また、小数点以下の端数がある場合は切捨て。

#### 賃借物品

・介護保険システム機器 一式  
（詳細は、仕様書参照のこと。）

#### 支払条件

部分払（57回）及び完了払

#### 仕様書等

仕様書等については、電子入札システムからダウンロードすること。

参加資格状況申告書についても、電子入札システムの本発注案件からダウンロードした様式を使用すること。

#### 質疑メール締切期限

令和8年10月16日正午まで

質疑はEメールのみとする。会社名及び担当者名を必ず明記すること。（※質疑書の様式は、枚方市ホームページ（入札・契約情報→様式ダウンロード内）の「質疑回答書」を使用してください。）

質疑メール送付先 keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp

#### 回答日時等

令和8年10月22日 午後1時から

電子入札システムの「発注図書」に掲載。※質疑があった場合のみ、上記のとおり公表します。

#### 発注条件

##### 【地域区分】

市内業者、準市内業者、市外業者、欧州連合の供給者

##### 【登録業種】

本市において、「物品」の「20 賃貸借 — 412 事務機器・情報処理用機器・通信機器」で登録している者であること。

欧州連合の供給者で本市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方は、事前に枚方市ホームページ掲載の「欧州連合の供給者の競争入札参加資格申請について」に定めるところにより、当該申請を行ってください

##### 【その他の条件】

1. その他、本仕様の内容を充足すること。

#### 共通発注条件

##### 【入札参加条件】

1. 入札日又は入札締切日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当しないこと。
2. 入札日又は入札締切日において、枚方市入札参加停止の措置等に関する要綱に基づき、一般競争入札への参加の停止又は指名競争入札の指名の停止（以下「入札参加停止」という。）の措置を受けていないこと。
3. 入札日又は入札締切日において、枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づき、枚方市暴力団排除条例（平成24年枚方市条例第45号）第8条の規定による措置を受けていないこと。
4. その他、入札参加停止の措置事由に該当し、入札に参加させることが適当でないと認められる者でないこと。

#### 同一入札への参加制限

資本関係、人的関係又は事実上一体とみなす関係にある者（次に掲げる者をいう。以下同じ。）同士は、同一の入札に参加することができない。

なお、以下の「子会社等」・「親会社等」は、会社法に定めるものとし、「役員」は、国土交通省通達「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」（平成27年3月6日付け国地契第91号）に定める

ものとする。

ア 資本関係

- 1) 子会社等と親会社等の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等との関係にある場合

イ 人的関係

- 1) 一方の会社等の役員\*が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員\*が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 事実上一体とみなす関係

- 1) 一方の会社等の役員\*と他方の会社等の役員\*が、同居している場合
- 2) 一方の会社等\*と他方の会社等\*の本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む。）の所在地が、同一場所である場合
- 3) 一方の会社等\*と他方の会社等\*の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、同一である場合

（\*には個人事業主を含む。）

**再度入札**

開札の結果、予定価格の範囲内の入札がない場合は、1回に限り、再度入札を行うことがある。なお、再度入札を行う場合は、対象者にFAXにより周知する。

※ 再度入札予定期間は開札日の翌営業日 午前9時 から 同日 正午 まで

※ 再度入札の開札日時については、上記FAXに記載する。

※ 再度入札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度入札の最低価格の入札者から価格の協議を行うことがある。

**その他**

入札金額は、総額（税抜き）で、入札すること。

**2 入札保証金**

免除とする。

※ 入札保証金の納付を免除された者で、落札をしながら、正当な理由がなく契約を締結しないときは、枚方市契約規則（昭和52年枚方市規則第13号）の規定に基づき、落札金額の100分の3に相当する金額を違約金として徴収する。

**3 入札方法等**

- (1) 入札参加者は、電子入札システムにより参加申請及び入札を行い、同システム以外の入札は受け付けない。

※電子入札システム稼働時間は午前9時00分から午後5時00分まで（ただし、土・日・祝日を除く。）

- (2) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10（消費税の軽減税率制度の対象となるものは100分の8、非課税の対象となるものは100分の0）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（総額）の110分の100（消費税の軽減税率制度の対象となるものは108分の100、非課税の対象となるものは100分の100）に相当する金額で入札を行うこと。

**4 入札及び入札参加資格の審査**

- (1) 入札参加者は、入札受付期間中に電子入札システムにおいて、参加資格状況申告書を添付して入札手続を行い、発注者の入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、入札締切期限までに入札手続を終了しない者、添付書類がない者又は電子入札システム以外の方法で入札を行い、入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

※注 参加資格状況申告書は、電子入札システムの発注案件一覧の「発注図書取得」からダウンロードすること。

- (2) 入札参加資格の審査は、入札締切後に行うものとする。その結果については、電子入札システムによる「競争参加資格確認通知書」により通知する。
- (3) 入札参加及び資料の提出は、電子入札システムによるもの以外は受け付けない。ただし、別途提出方法を指定した書類等については、その提出方法によるものとする。
- (4) 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。なお、提出された資料は、返却しない。

**5 開札及び落札者の決定**

- (1) 開札は、契約検査課職員が、電子入札システムにて行うものとする。
- (2) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者（落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定により、電子入札システムによりくじ引きを行う。この

場合において、同一日に開札した同一業種の入札の案件においてくじにより落札候補者となった者は、本入札の落札候補者となることができない。以下同じ。)を落札者とする。

(3) 落札候補者が次のいずれかに該当する場合は、落札者とししない。

- ア 落札者の決定に必要な書類が提出されない場合又は提出された当該書類に不備若しくは虚偽がある場合
- イ 無効な入札であったことが明らかになった場合
- ウ 入札の日又は入札の締切の日の後に入札参加資格の要件を満たさないこととなった場合
- エ 入札の日又は入札の締切の日の後に入札参加条件中の 2 から 4 までは該当することとなった場合
- オ 同一日に開札した複数の入札の案件の落札候補者となった場合その他の理由により当該案件の落札者となることができない場合において、開札日の翌日午前 10 時までに落札候補者が辞退したとき

## 6 契約の締結

(1) 契約書及び契約約款は、本市所定のものを使用する。

※契約書頭書・契約条項については、枚方市ホームページ（「入札・契約情報→入札契約制度→約款」内の「物品：4. 賃貸借」）のとおりに。

(2) 契約の締結に際しては、契約金額の 100 分の 5 に相当する額以上の額の契約保証金を納めなければならない。

(3) 前号に規定する契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって、これに代えることができる。

- ア 国債、地方債その他政府の保証のある債券、金融債、公社債又は市長が確実と認める社債
- イ 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

(4) 次に該当するときは、契約保証金を免除する。

当該契約を締結する日の属する年度及び過去 2 年度の間に本市、国又は他の地方公共団体（国又は他の地方公共団体との契約にあつては、種類及び規模が同等以上<sup>※1</sup>のものに限る。）との契約を 2 回以上締結し、すべて誠実に履行した（履行が完了した）場合において、免除申請書及び契約書（契約書は写し可）を提出<sup>※2</sup>したとき。

※1 種類及び規模が同等以上とは、賃貸借契約（賃貸物は問わない。）であつて、本契約金額の概ね 8 割以上のものをいう。

※2 落札決定後、契約締結までに提出が必要。ただし、本市との契約については提出不要。

(5) 予定価格 20,000 千円以上の動産の買入れ（地方公営企業が契約するものは除く。）については、議会の議決後本契約を締結する。

## 7 契約を締結しない場合

落札者が 5 (3) ウ又はエに該当する場合は、当該落札者と契約を締結しない。この場合において、当該落札者は違約金として落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を本市に支払わなければならない。

## 8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格の要件を満たさない者若しくは入札参加を排除された者が行った入札又は本市の確認を受けていない代理人が行った入札
- (2) 指定の日時までに提出又は到着のなかった入札
- (3) 入札者の電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 8 条に規定する認定認証事業者（市長が認めるものに限る。）から取得した同法第 2 条第 1 項に規定する電子署名）のない入札
- (4) 同一入札において入札者又はその代理人が 2 以上の入札を行ったその全部の入札
- (5) 同一入札において入札者及びその代理人がそれぞれ入札を行ったその双方の入札
- (6) 資本関係、人的関係又は事実上一体とみなす関係にある者同士がそれぞれ入札を行ったその双方の入札
- (7) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (8) 入札に関し、不正な行為により行われ、又は不正な行為があると疑うに足る事実がある入札
- (9) 電子入札システム以外の方法により行った入札
- (10) 市長が定める期限までに、参加資格状況申告書若しくは必要な価格内訳書の提出がない入札又は提出された当該書類に不備若しくは虚偽の記載がある入札
- (11) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

## 9 入札の中止等

次のいずれかに該当するときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

- (1) 不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき。
- (2) 電子入札システムにおいて、システムに障害が生じたとき。

- (3) 災害その他やむを得ない理由があると認めるとき。

## 10 入札参加者名の公表

入札参加者名の公表は、入札締切後に行う。

※ 公表前に、入札参加者名、参加者数等を探る行為は、本市の入札参加停止措置になるのみでなく、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項の罪[公契約関係競売等妨害]に当たることがありうる。  
当該事実があれば、警察当局へ報告する等、毅然と対応するので了知されたい。

## 11 談合その他不正行為の対応

本入札について、談合その他不正行為が認められた場合は、公正取引委員会及び警察当局へ通報するなど、厳正に対応するので了知されたい。

## 12 法令等の遵守

- (1) 入札者は、枚方市契約規則及び地方自治法並びに関係法令を遵守し、これら規則等に抵触する行為、その他の不正行為を行ってはならない。
- (2) 入札者は、入札に当たって競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札者は、落札者の決定前に他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札者は、入札に際して入札執行者の指示に従い、円滑な入札に協力し、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げ、他の入札者の迷惑になるようなことを避け、常に公共事業を推進するにふさわしい態度を堅持しなければならない。

## 13 誓約書等の提出

落札金額のうち、税込500万円以上を再委託契約(第二次以下の再委託契約を含む。)を行う場合は、別途、再委託業者による「誓約書」及び「役員等に関する調書(枚方市)」の提出が必要となる。落札者はそれぞれの再委託業者等との契約に際し、再委託業者等用の誓約書等を徴収し、本市に提出すること(※様式は本市ホームページよりダウンロードし、落札者を通じて提出)。

## 14 その他

- (1) 発注者が枚方市上下水道事業管理者(枚方市病院事業管理者又は枚方寝屋川消防組合管理者)である場合は、上記2以降の説明において「枚方市」は「枚方市上下水道局(市立ひらかた病院又は枚方寝屋川消防組合)」、「枚方市長」は「枚方市上下水道事業管理者(枚方市病院事業管理者又は枚方寝屋川消防組合管理者)」、「枚方市契約規則」は「枚方市契約規則の例(市立ひらかた病院契約規程又は枚方寝屋川消防組合契約規則)」と読み替えるものとする。
- (2) 本実施要領に記載されていない事項に関しては、枚方市入札契約制度の概要によるものとする。

## 15 問い合わせ先

大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号  
枚方市 総務部 契約検査課(枚方市役所本館3階)  
電話 072-841-1345